



違法駐車はやめましょう！

朝夕の交通集中時間帯における貨物の積み下ろしのための駐停車が、橋通りの渋滞や交通事故の原因になっています。



この1台が
渋滞の原因に！

宮崎市橋通りの交通規制



駐停車禁止時間帯

07:00～09:00

17:00～19:00

※日曜、休日を除く 人の乗降を除く

この時間帯は駐停車禁止です。
貨物の積み下ろしであっても、
5分以内であっても
駐停車はできません。



その他の時間帯も駐車禁止です

※一部、客待ちのタクシーを除く

橋通りは駐停車禁止の道路です。

貨物の積み下ろしであっても、5分を超える駐停車はできません。

違法駐車が 引き起こす問題

違法駐車は、通
過車両に多大な
迷惑をかけます。



渋滞の発生
朝夕の通勤時間帯
に、通勤・通学者の時間
を奪います。



緊急自動車の通行妨害
救急車や消防車の
通行を妨げ、命に係わ
る事態を招きます。



バスや一般車両の通行妨害
車線変更や追い越しが出
来ず、円滑な交通を妨げま
す。



歩行者の安全を脅かす
歩道や横断歩道付近の
駐停車は、交通事故の原因
になります。

荷物を運送する皆さまへ

納品先周辺の駐車規制を事前に確認し、
適正な場所で貨物の積み下ろしを
行ってください。

短時間だからという理由でも
違法駐車は認められません。
車を駐車して放置した際は
会社(使用者)が責任を負う
場合があります。



守るべきポイント

- ⚡ 時間帯規制を必ず守る
- ⚡ 路上での荷待ち、荷さばきは行わない
- ⚡ コインパーキングや集荷場の利用を検討する

荷物を受取る皆さまへ

納品を依頼する際は違法駐車を指示・容認すること
なく、安全で円滑な搬入環境づくりにご協力ください。

ご協力いただきたいこと



- ⚡ 搬入場所の確保(敷地内の活用)
- ⚡ 搬入時間の調整(時間帯を分散)
- ⚡ 駐車場の利用案内(事前の情報提供)

安全な場所での積み下ろしにご協力ください

路上ではなく、
駐車場や集荷場、
時間をずらすなどの
工夫で、交通の流れ
を守りましょう。



駐車場・集荷場の利用を!

みんなで守ろう交通ルール

違法駐車 0 の橋通りへ

1台の違法駐車が、多くの人の時間と安全を奪います。
運送事業者・店舗・道路利用者が協力し、安全で快適な道路環境を作りましょう。



宮崎県警察本部交通部交通指導課・宮崎北警察署

※画像の一部は生成 AI で作成しています。

